

<未成年者の受診についてのお願い>

当院では原則として、未成年者(20歳未満)の方が受診される際には、以下の理由により保護者、法律上の代理人として病院が認めた方などの同伴をお願いしております。

- ・症状、既往歴、治療中の病気やケガ、服用している薬の内容、各種アレルギー等診察に必要な医療情報の確認のため
- ・検査や処置のリスク、処方する医薬品の副作用などについて、適切に理解し判断していただくため
- ・診察の結果を適正にお伝えするため

以上の理由から下記の通りの診療方針としております。
ご理解のほどよろしくお願いいたします。

- 未成年者の初診時は保護者(代理人)の同伴が必要です。
- 再診時、症状に変化がない場合、16歳以上は単独受診可能です。
- 16歳以上で就労し、ご自身の保険証をお持ちの方は初診時より
単独受診可能です。